

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

休日出勤について

業務の繁忙等に応じて発生する休日出勤について、改めて振り返ってみましょう。

▼休日出勤とは

・・・休日出勤には、**所定休日出勤**と**法定休日出勤**があります。法定休日出勤は、1 週間の最後の 1 日となる休日であり、所定休日出勤は法定休日出勤以外の休日です。土日休日の会社では、日曜日が週初日となり、土曜日が最終日で法定休日となります。

【表 1】

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
所定休日 8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	法定休日

・・・表 1 の勤怠の場合には、週 48 時間労働になるので、「**残業単価×1.25×8 時間**」の割増賃金が発生します。

【表 2】 就業規則で日曜日を法定休日と定めた場合

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
法定休日 8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	所定休日

・・・表 2 の勤怠では、日曜日が休日出勤となるので、「**残業単価×1.35×8 時間**」の割増賃金が発生します。この日の労働は「休日出勤」であり、残業(時間外労働)ではありません。

36 協定の制限(月 45 時間・年 360 時間・年 720 時間)には含みません。

ただし、月 80 時間以内・100 時間未満には休日労働が含まれます。

【表 3】

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
法定休日 8 時間	8 時間	8 時間	有給休暇	8 時間	8 時間	所定休日 8 時間

・・・表 3 では、日曜日は休日出勤(1.35 割増)ですが、水曜日が年次有給休暇の為、土曜日に出勤しても月曜日から土曜日までの実労働時間が 40 時間となり、土曜日の 8 時間は「法内残業」で、「**残業単価×1×8 時間**」にしかありません。しかし、所定休日(土曜日)の出勤は、週の実労働時間が 40 時間超に満たなくても「1.25」で処理する企業が多いです。



Check

休日出勤の違いを知り、正しい計算を行いましょう。

